

# 令和6年度学校体育施設スポーツ開放登録要領

本事業は、学校教育に支障のない範囲で、市内小中学校の体育施設を開放する事業です。社会体育施設（市民体育館等）の利用とは異なり、学校教育が最優先となるため、学校都合により利用直前のキャンセル等が生じる可能性があること、各施設の設備等が本事業のために整備されることはないこと、その他本要領に記載の事項等を十分ご理解のうえ、ご登録ください。

## 1. 登録申請について

### 登録団体の要件

- (1) 成人の代表者を含む10名以上の団体であること。
- (2) 構成員の半数以上が栗東市に在住、在勤又は在学している団体であること。
- (3) スポーツ・レクリエーション活動を行う団体であること。

### 登録手続き

- ① 申請書受付（集中受付期間 ※4月から利用を希望する団体の登録期間）

提出期限：令和6年2月15日(木)～3月15日(金)

☆所定の申請書をメールまたは直接スポーツ・文化振興課へ

メールで提出の場合…3営業日以内に受け取りの返信が無いときはお電話ください。

- ② 申請内容審査

審査が完了したら、登録料納付及び登録証交付についてご連絡します。

不備等について、確認のご連絡をする可能性があります。

- ③ 登録料納付（基本登録料：年間1,000円/人）

審査完了の連絡を受けた団体は、スポーツ・文化振興課（栗東市役所3階）にて指定の登録料を納付してください。

集中受付期間に申請の方については、日時・場所を指定する場合があります。

- ④ 登録証交付

①～③を完了した団体には登録証を交付します。

利用申請、活動の際等は常に携帯し、提示できるようにしておいてください。

集中受付期間以降、12月末（最終開庁日）まで随時申請を受け付けますが、4月利用分の調整会議（3月下旬開催）に参加希望の団体は、必ず上記期間中に申請してください。

## 2. 留意事項

### 開放する施設及び時間

- ① 市内各小学校（体育館/運動場）

期間	曜日	昼間	夜間
通年 (12/26～翌年1/3除く)	月～金		17:00～21:00
	土日祝	9:00～17:00	17:00～21:00

※大宝東小学校運動場の開放曜日は火・木・金・日のみ。

## ②市内各中学校（体育館／柔剣道場）

期間	曜日	昼間	夜間
4月～11月	全曜日		19:30～21:30
12月～3月 (12/26～翌年1/3除く)	全曜日		19:00～21:00

○年末年始 12月26日～翌年1月3日は開放期間外です。

○改修工事等に伴い、年度途中より長期に利用不可となる施設が出てくる可能性があります。

可能な限り早期連絡に努めますが、緊急の場合含め、振替施設の割り当て等はありません。

## 管理指導員の設置

各団体において、管理指導員の設置をお願いしています。

管理指導員は利用にあたっての構成員の安全確保、施設の管理（点検・戸締り等）等、適正な利用に向けた構成員への管理指導を行っていただきます。

必ず活動場所で指導ができる成人の方（代表者と兼務可）を選出してください。

## 利用調整

毎月、各開放施設が所在する学区のコミュニティセンターで調整会議が行われます。次月に利用を希望する登録団体は、必ず調整会議に出席し、1ヶ月分の利用日時等について、他団体と調整を行う必要があります。（出席は団体の代表1～2名のみ）調整完了後、その場で申請書を記入いただき、利用許可の流れとなります。

会議の日程は登録時に配布するしおりをご参照ください。（毎月中旬頃を予定）

## 利用時の注意事項（登録前に確認すべき事項抜粋）

### ①全利用団体共通

- ・学校敷地内、全面禁煙・火気厳禁。
- ・利用中の水分補給以外の飲食禁止。
- ・利用にかかる駐車場の担保不可。
- ・利用にかかる学校備品の借用は原則不可。
- ・施設利用後の整備・点検等は利用時間内に各団体で行うこと。
- ・施設及び設備等の破損や亡失は、過失の場合も弁償となる。

### ②体育館・柔剣道場利用団体

- ・館内は土足禁止。
- ・ボールを蹴る等、施設破損の恐れがある行為禁止。※フットサルの新規登録不可

### ③運動場利用団体

- ・スパイクシューズ（金属）の使用禁止。
- ・ナイター照明の利用にはナイターコインの購入が必要。（1時間500円/枚）

利用にあたっては、上記のほか、栗東市立学校体育施設スポーツ開放規則及び教育委員会の指示事項を遵守いただきます。